

『帝国主義論』100年と「ドイツ植民地責任論」

もちだ ゆきお
望田 幸男

〔同志社大学名誉教授〕

はじめに

本誌の「レーニン『帝国主義論』百年」小特集への執筆依頼を受けたころ、たまたま5月19日付『しんぶん赤旗』のある記事が目にとまった。そこでは、ベルリンのドイツ歴史博物館で、昨年十月から続いていた企画展『ドイツの植民地主義』が終わったことが報じられ、その紹介がされていた。「植民地主義の歴史を描く、極右、移民排斥横行の現代へ伝言」という見出しとともに、その記事の導入部にはこう書かれていた。

「ナチスの蛮行に比べて、広く注目を受けてこなかったドイツの植民地支配。その負の歴史が約500点の品々や音声記録で描き出されました。展示からは、極右や移民排斥が横行する現代へのメッセージが聞こえてきました。」

ドイツは第一次世界大戦によって、それまで領有していた植民地すべてを奪われ、それらは国際連盟や戦勝諸国の統治にゆだねられた。つまり、それ以降、ドイツは植民地問題とのかかわりを失ったのである。だから、この企画展では、ドイツの植民地そのものへの関心というよりも、今日、世界各地に横行している極右や移民排斥に注視し、その歴史的ルーツとして、第一次大戦前の植民地への関心が払われているのである。

ところで、これまで日本においてもナチスのユダヤ人虐殺や戦争責任の問題は、すくなくない現代史研究者などによって、また一般ジャーナリズムでも注目されてきたが、ドイツの植民地責任については、今世紀になるまで、ほとんど論じられてはこなかった。

そのため日本における戦争責任問題が、ナチス問題と連動して論じられる場合にも、たとえば虐殺・残虐行為として「アウシュヴィッツ」と「南京」とを通底させる論議はなされても、朝鮮・台湾問題という植民地問題は、ナチス問題と連動して論じられてはこなかったのである。それは、繰り返しになるが、第一次世界大戦の終結以来、ドイツでは植民地問題は、すでに現代的問題ではなく、今日とは関連の薄い第一次世界大戦までの過去の歴史問題とされていたからである。

ところが21世紀に入るころより、後述するような「植民地責任論」という見地から、第一次世界大戦以前にとどまらず、ヨーロッパ諸国による16世紀アフリカにおける奴隷貿易にまでさかのぼって、植民地の支配と残虐行為を全面的に批判し、さらには補償問題にまで論及されるようになっていく。こうしたホットな論議は目下、進行中である。(1)

企画展「ドイツの植民地主義」に触発され、以上のような植民地問題に関する今日的論議の流れを念頭におきつつ、「ドイツの植民地問題」という視点から、レーニン『帝国主義論』百年を考えてみたいと思い立った次第である。それというのも、レーニン『帝国主義論』の重要な諸テーゼのうち、植民地問題——植民地の形成の必然性、その再分割のための帝国主義戦争の到来——は、いわば天元の一石であったからである。

一 『帝国主義論』に映るドイツ資本主義

レーニン『帝国主義論』は一九一六年(第一次世界大戦は一九一四～一八年)に書かれたものであり、まさにヨーロッパ先進工業諸国が、資本主義の自由主義的な発展を越え、生産の集積と独占体の形成を経て、巨大企業と巨大銀行の融合体＝金融資本の成立とその支配の時代に達した

時期の作品であった。そこには、イギリス・フランス・アメリカ・ドイツなどの列強の金融資本による商品と資本の輸出先としての植民地・従属地域によって地球が分割されつくされた状況が、多くの統計資料にもとづいて描き出された。そして、分割されつくされた植民地・従属地域の再分割のための争闘として帝国主義戦争が位置付けられた。こうした『帝国主義論』の基本的論調とその帰結は、第一次世界大戦の勃発とその展開によって歴史的現実として検証された。

それでは以上のようなレーニン『帝国主義論』（『レーニン全集』第22巻、大月書店）の基本的な論理展開の跡を、ドイツ資本主義の動向にしばって概観しよう。

＜1＞ 生産の集積と独占体

まず 19 世紀末～20 世紀初頭のドイツにおける生産の集中については、経営数で見れば、大経営は全体のわずか 0.9% であったが、大経営の労働者数は総数の 39.4% であり、蒸気機関は 75.3%、電力は 77.2% を占有していた。また販売・支払期限などを協定したカルテルの数は、20 世紀初頭には三八五で一万二〇〇〇の経営がこれに参加していた。

＜2＞ 銀行とその新しい役割

こうして生産がわずかな独占体の支配のもとにおかれるとともに、銀行の新しい役割がきわだつてくる。すなわち銀行は遊休貨幣資本を稼働資本に、すなわちあらゆる貨幣収入を資本家階級の管理にゆだねる役割を果たすようになり、銀行の巨大化が進行する。たとえば 20 世紀初頭、ベルリンの 9 大銀行だけでドイツの預金総額の 50% 弱を占めるようになった。またこの 9 大銀行は、それらに接合する諸銀行とあわせると、ドイツの銀行資本総額のほぼ 83% を支配していた。

それとともに銀行と最大級の商工業企業との、いわば人的結合が発展する。すなわち株式の所有、相互の役員兼務などによって、両者の融合が進む。たとえばベルリンの六大銀行は、自行の重役や取締役会の役員を、751 の産業会社に送っており、他方、この六大銀行の監査役会には 51 人の巨大産業家が就任していた。

このようにして 20 世紀初頭のドイツは、資本一般の支配から、独占的な銀行資本と独占的な産業資本が結合し一体化した金融資本の支配へと移行したのであった。

＜3＞ 金融資本と資本の輸出

ここに登場してくる金融資本なる概念は、商品の輸出が典型的であった古い資本主義から、資本の輸出を典型的とする最新の資本主義への移行を示したものである。つまり地価が比較的安く、賃金は低く、原料の安い後進諸国へ資本が投下・輸出されたのである。

＜4＞ 資本家団体のあいだでの世界の分割

こうして「世界の分割」をめぐる資本家団体のあいだで、闘争と協定が展開され始めた。たとえばドイツエ・バンクは石油事業をめぐる、アメリカのロックフェラーとの苦闘を強いられたが、他方、海運業では、ドイツの巨大会社は、イギリス・アメリカの海運会社との間に利潤分配に関連して世界の分割に関する協定を結んでいる。また国際軌条カルテルも形成され、外国市場をイギリス六六%、ドイツ二七%、ベルギー七%の比率で分割することが決められた。さらに国際亜鉛シンジケートや国際火薬トラストも設立され、ドイツの参加した国際カルテルの数は 1919 年頃には 100 に達していた。

＜5＞ 列強による世界分割

資本家団体による世界の分割という経済世界における新しい事態は、資本の輸出市場、農産物・原料の供給地、商品の販売市場という経済的形姿の世界的登場にとどまらなかった。それはさらに、国家・政府による抑圧・搾取・収奪の対象とされた植民地・従属国を生み出していった。帝国主義と呼称される資本主義の最高・最後の段階の到来である。『帝国主義論』では、第一次世界大戦勃発時（一九一四年）における帝国主義列強による植民地領有の状態を別表（『全集』二九八ページ）のように示している。

列強の植民地領有(面積:百万平方km、人口:百万人)

	イギリス	ロシア	フランス	ドイツ	アメリカ	日本	6大強国総計
面積	33.5	17.4	10.6	2.9	0.3	0.3	65.0
人口	393.5	33.2	55.5	12.3	9.7	19.2	523.4

(その他の植民地領有国としてベルギーやオランダがあつたが別表では割愛されている。また、からくも自国政府を維持していた半植民地のペルシア・中国・トルコなどは算入されていない。)

<6> 植民地再分割の争闘としての帝国主義戦争

地球上が列強によって植民地に分割されても、いつまでも同じ状態にとどまてはいない。列強資本主義諸国間の不均等発展によって、その力関係に見合った植民地の再分割の闘争を引き起こし、列強間の戦争＝帝国主義戦争を必然化する。第一次世界大戦は、主要には帝国主義国として先行していたイギリス・フランスに対して、ドイツ・イタリアなどの後発帝国主義の挑戦によって引き起こされた。そのうえ、この争いにアメリカ・日本など若い帝国主義国が割込み、さらにロシアは後発国でありながらも、広大な領土的条件から世界各地で、諸列強との衝突を繰り返していた。こうした複雑な利害のからまりあいのなかから、最終的には一方にドイツ・オーストリア・イタリアの三国同盟側と英仏口の三国協商側の対立を軸に、これにアメリカ・日本などが協商側へ加担することによって、世界戦争(第一次世界大戦 1914～18年)を激発していった。

二 第一次世界大戦期におけるドイツの植民地

『帝国主義論』は、以上のような実証的・論理的展開(本稿では具体的にはドイツに関してのみ略述したが)をもって、資本主義の必然的発展の帰結として「植民地問題」を位置付けている。ここで『帝国主義論』ではふれられていない第一次世界大戦期におけるドイツの植民地の全体像を鳥瞰しておこう。

ドイツの植民地支配の本格的な歴史は、ほぼ 1884 年に始まり、イギリスやフランスと比べれば、時間的長さはもとより、規模も小さいものであった。「マージナル・コロニアリズム」と称せられている。(2) しかし 21 世紀には、そのようなドイツにも「植民地責任」を問う言論の広がりが見られるようになってきたことは改めて後述することにして、ここでは、第一次世界大戦期のドイツの植民地の地域別分布を概観しておこう。

<アフリカ> アフリカの大西洋側からいえば、まず**カメルーン**がある。はやくも 1874 年にドイツ保護領化が宣言され、当初はイギリスとの競合関係にあつたが、1911 年までには「ドイツ保護領カメルーン」として確保され、民間会社の協力のもとに鉄道・道路の建設なども推進された。また同時並行的にフランスと競合しつつ、**トーゴ**の領有も宣言された。加えて 1884 年に大西洋岸の南方＝**南西アフリカ**を、ドイツの保護下におくと宣言された。

次にインド洋側に目を転じれば、エジプトをめぐる英仏の対立の中にあつて、ドイツはいずれの側とも対立することを避けつつ、1884 年に財界有志によってドイツ植民会社が設立され、その保護領を引き継いで、1890 年に**ドイツ保護領東アフリカ**としてドイツ帝国の直轄植民地が成立した。

<太平洋> まずオセアニア地域からいえば、**ミクロネシアの島々**がある。ここはスペインの勢力範囲であつたが、そこに列強が押し分けていき、ドイツも 1886 年、その一角を領有した。1898 年にアメリカ・スペイン戦争に乗じて、ドイツはスペインからマリアナ諸島・カロリン諸島を買収し、東カロリン諸島のポーンペイ島を中心とした「**島嶼領土**」と総称した植民地を形成した。次に**赤道以南の島々**に目を転じると、1857 年にドイツ商社による**サモア諸島**への進出が見られたが、1889 年に

独米英の交渉によって

三国の共同保護下におかれるようになった。その西方のソロモン諸島は、1884年にドイツが北半分を領有することになった。その後、島嶼領土とあわせて**ドイツ領オセアニア**と総称されるに至った。

パプア・ニューギニア地域へのドイツの進出も当初は民間会社が主導し、1884年にはドイツ人の植民がはじまり、世紀末にはニューギニア東北部はドイツの軍事的警察的統制のもとにおかれた。

南洋群島へは、ドイツは19世紀末から植民地化に乗り出し、1885年にマーシャル諸島を領有し、パプアニューギニア北部とあわせてドイツ領ニューギニアとした。ちなみに、この南洋諸島は、第一次世界大戦で日本が占領し、戦後、日本の委任統治領となった島々である。

＜**中国膠州湾**＞ドイツの中国進出は、1882年の山東省における資源調査にはじまるが、ドイツ人宣教師の殺害を口実に膠州湾の青島を占領・要塞化し、あわせて膠州湾を99年期限で租借地とし、事実上の割譲を強制した。加えて1895年に租界地として天津・漢口を確保した。

以上、第一次世界大戦直前における「ドイツの植民地」の概貌を素描した。大戦において雌雄を決する戦場は、主要にはヨーロッパ戦線であったが、グローバルに広がっていた植民地においても展開されたのである。そのような意味で第一次世界大戦は空間的にも世界再分割のための世界戦争であった。むしろ時間的には、植民地各地の武力をともなうせめぎ合いが、ヨーロッパにおける軍事的衝突に先行していったのである。たとえば植民地支配秩序を維持する軍事的警察的行動は、ドイツ領東アフリカでいえば1888～1902年に84回に及んでいたのである。(3)

三 「植民地支配の過去」への覚醒と反省

第一次世界大戦後、ヴェルサイユ講和会議でも理念としての「民族の自決」は叫ばれたが、敗戦ドイツの植民地は基本的には戦勝諸国の統治下に移行しただけであり、世界の植民地支配そのものに基本的な変化はなかった。したがって第二次世界大戦も、レーニン『帝国主義論』が説く「列強による世界再分割のための世界戦争」であった。ただし第一次世界大戦とは異なり、第二次世界大戦は戦争総体としては帝国主義戦争とともに、ナチズム・ファシズム・軍国主義との戦いと民族解放戦争(たとえば中国)をともなった複合的な性格をもっていた。しかし戦後世界を方向づけた戦後処理において、植民地問題に関するかぎり、ナチス犯罪を裁いたニュールンベルク裁判はいうまでもなく(ナチス支配においては植民地問題は存在せず)、日本軍国主義の裁きの場となった東京裁判も、朝鮮・台湾などの植民地支配そのものを弾劾し裁く場とはならなかった。というのも東京裁判の主導諸国が植民地領有国であり、植民地支配そのものを審判の対象とすることは避けられたからである。つまり戦後世界において「植民地支配の過去」の罪を問うことは、理念的にも政治的にも改めて課題として提示されねばならなかったのである。

こうして第一次・第二次それぞれの世界大戦の戦後処理は、「植民地支配の過去」に対する植民地領有諸国の根本的反省への道は開くことはなかった。だが第二次大戦後、植民地・従属諸国の独立運動は激化し、その前進は目を見張らせるがあった。そこにはレーニン『帝国主義論』では展望されていなかった世界の様相の変化が展開されることとなった。

アフリカでは、第二次大戦終結時に独立国はわずか4か国であったが、60年代には続々と独立し、「アフリカの年」といわれた1960年には一挙に17植民地が独立を達成した。そして63年には「アフリカ統一機構」なる地域機構が設立され、これは2001年に「アフリカ連合」に改組され、アフリカの55か国すべての加盟を見るにいたっている。

他方、**アジア**でも1949年、中国共産党によって中華人民共和国が樹立されたのをはじめ、40

年代にインド、インドネシア、スリランカ、タイ、フィリピン、ミャンマーなどが次々と独立した。そして早くも1955年にはアジア・アフリカ新興独立諸国の首脳会議がもたれ、反帝国主義・反植民地主義の理念をふくむ平和十原則が採択された。

1967年に発足した東南アジア諸国連合(ASEAN、10カ国)は、政治的融和と団結をふくむ広範な地域的友好協力の輪を構築しており、国際的威信を高めている。

さらに、これらの新独立諸国家のなかから、すでに50年代から米ソ冷戦のただなかにあつて、軍事同盟に属さないで平和共存をめざす**非同盟主義**を志向する流れも登場した。1961年に第一回非同盟諸国首脳会議が開催された。冷戦終結後も100カ国を超える参加国を擁し、核兵器の廃絶や核軍縮、外国の軍事基地への反対などにも取り組んでいる。(4) こうした方向での動向を示すものとして、地域的な核兵器の使用禁止のための国際条約締結の努力がある。それは五つの地域における非核兵器地帯条約の締結である。列挙すれば、ラテンアメリカ核兵器禁止条約(1985年)、南太平洋非核地帯条約(1986年)、東南アジア非核地帯条約(1997年)、アフリカ非核地帯条約(1996年)などがそれである(なお2006年には中央アジアで同様の条約が締結されている)。ここには核保有諸国による核による恫喝外交へのアンチテーゼが突き付けられている。

こうした動向のピークとして2017年7月7日の国連における**核兵器禁止条約**の採択を挙げなければならない。ここでは、この条約が世界の非核化にいかなる重大な意義があるかについて、あえて論じようというのではない。植民地主義の崩壊という文脈での議論である。すなわち、この条約の成立に力を注ぎ賛同した122カ国の大半が、かつての植民地・従属諸国であり、この会議をボイコットし、条約の成立を妨げようとした国々が、旧植民地領有諸国であるという構図をなしていることに注目したいのである。(5) このコントラストは、たんに国際政治的見解の相違にとどまらず、核兵器廃絶という人類的な道義的課題を果たすうえでの色分けを鮮明にしたのである。かつての植民地・従属諸国が、政治的独立の歩みだけでなく、国際的道義の点でも旧植民地領有国にまさきに優越している形姿を示しているのがある。

こうした世界の構造的変化を象徴的に明示したのが、国連主催の「人種主義、人種差別、排外主義、および関連する不寛容に反対する世界会議」(「ダーバン会議」2001年8月31日～9月8日、於南アフリカのダーバン)であった。(6) ここでは数百年前からのアフリカ奴隷貿易と植民地主義とともに、アパルトヘイト、ジュノサイドによる人的被害と悲劇的惨状を、「人道に対する罪」と見なすかどうか問われたのだ。この会議で、当時のドイツ外相フィッシャー(「緑の党」)は、イギリスやフランスの外相とは違って、第一次世界大戦前の植民地支配の罪を認める発言をして注目を浴びた。ともあれ、こうした国連主催の国際会議で、植民地支配の人道的罪が論議の俎上にはじめてのぼったことは、強固に続いてきた巨大な堤防が崩れ出したことを物語っている。さらに2004年に、かつてのドイツ領西南アフリカの原住民ヘレロの人びとの蜂起百周年にあたって、ドイツ連邦議会は、「旧ドイツ領西南アフリカにおける植民地戦争の犠牲者を祈念する決議」を挙げた。「ドイツは第一次世界大戦の敗北によって、すべての植民地は失った。ナチスの暴虐も植民地主義とは関係ない。」として、「ドイツは植民地責任とは無縁である」というこれまでの言説は、もはやまかり通ることはできなくなったのだ。レーニン『帝国主義論』が、「植民地支配の広がりとその再分割の闘争の経済的必然性」を説いてから百年にして、国際的公論がようやくここに達したのである。

このように見てくると、現代資本主義の様相は、レーニン『帝国主義論』におけるように、資本主義が植民地の領有を必然的に求め、その世界的再分割のための戦争を招来するというテーゼは、もはやそのままでは適用されがたい段階にはいりつつあるといえよう。むしろ、そのテーゼの貫徹を再現させない歴史的動向が顕著になってきている。それは「ポスト資本主義論」として構築されるべき課題を突き付けているといえよう。

